

## 過疎地域の追加と過疎対策事業債の対象事業拡充を求める意見書

昨年に平成27年国勢調査の結果がまとまり、調査開始以来、初めての人口減少が明らかになった。国勢調査に基づき、人口減少率、高齢者比率及び若年者比率、財政力指数などを見直すと、新たに過疎地域に追加されるべき自治体が増えることが予想されている。

進行する人口減少は過疎地域でより大きく、平成27年国勢調査における全国の人口は平成22年対比で0.8%減だったのに対し、総務省のまとめによれば、平成27年の過疎地域での人口は平成22年対比で7.1%減であった。

この現状を踏まえると、過疎地域の財政状況は厳しさを増し、過疎対策事業債の需要は大きくなることが予想される。

よって、政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 平成27年国勢調査に基づく過疎地域の指定に当たっては、平成22年及び平成26年の改正と同様に現行過疎市町村に追加して指定すること。
- 2 過疎対策事業債の対象事業に、上水道に移行した旧簡易水道施設の整備及び市町立の大学・専修学校・各種学校・特別支援学校の整備を追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

内閣総理大臣 あて  
総務大臣

福島県議会議長 杉山純一